



第371号・平成22年3月発行

○諸 報

- 渡邊和夫教授， 田野有一特任教授の最終講義を実施
- 平成21年度産学官連携研究成果報告会を開催

○規 程

- 一部（全部）改正

○主要日誌

- 平成22年2月主要日誌

○行事予定

- 平成22年3月予定

渡邊和夫教授、田野有一特任教授の最終講義を実施

3月末で定年により退職される渡邊和夫教授と、同じく3月末の任期満了に伴い退任される田野有一特任教授の、最終講義が実施されました。

渡邊教授の最終講義は、2月2日（火）、160番教室において、「明治6年に出版された3冊の簿記書」と題して行なわれました。

渡邊教授は昭和49年に商大短期大学部へ赴任し、図書館長や現代商学専攻長を歴任され、35年間の長きに渡り商大の教育研究等に尽力されました。山本学長からの「渡邊先生とは専門領域が近く、いろいろとお世話になった。」という挨拶に続いて渡邊先生の講義が行なわれ、明治6年に出版された3冊の簿記書の学問的価値を中心に、初めて小樽を訪れたときのエピソードや退職後の予定なども交えたお話がありました。

田野特任教授の最終講義は、2月3日（水）、104番教室において、「人間の一生と健康課題」と題して行なわれました。

田野特任教授は昭和53年に本学へ赴任し、実技科目「健康スポーツ」等を長く担当され、一般教育等の学科主任も務めました。定年後の平成20年4月からも特任教授として、商大の教育研究等に尽力されました。また、商大にトランポリン部を設立するなど、トランポリン競技の普及に努め、日本トランポリン協会からは功労賞を受けています。

講義の中ではご自身の身の回りの出来事や、トランポリン部にまつわるエピソード等も交えたお話があり、教室からは時折笑い声も上がり、和やかな雰囲気になっていました。

それぞれの最終講義終了後には、駆けつけたかつての教え子や縁の人たちから、多くの花束が贈られました。

(総務課)



(渡邊教授の最終講義)



(講義後の記念撮影
中浜商学科長（左）、渡邊教授（中）、山本学長
（右）)



(田野特任教授の最終講義)



(田野特任教授への花束贈呈)

平成21年度産学官連携研究成果報告会を開催

小樽商科大学ビジネス創造センター(CBC)は2月26日(金)、札幌サテライト大講義室にて「CBC産学官連携研究成果報告会」を開催しました。当日の参加者は約30名で、質疑応答も活発に行われ、この報告会を通して本学が行っている産学連携の一端を周知することができ、盛会のうちに終了しました。発表テーマは、次のとおりです。

第1報告「人間中心設計にもとづく開発プロセスに関する研究」

講師：平沢 尚毅 (小樽商科大学社会情報学科教授／
ビジネス創造センターユーザーエクスペリエンス研究部門長)
尾形 慎哉 (小樽商科大学ビジネス創造センター
ユーザーエクスペリエンス研究部門学術研究員)

第2報告「地方議員マッチングシステムの紹介」

講師：木村 泰知 (小樽商科大学社会情報学科准教授／
ビジネス創造センター情報資料部主任)

(ビジネス創造センター)



(平沢教授による報告)



(尾形研究員による報告)



(木村准教授による報告)

学内規程中，一部（全部）改正のあったものを掲載します。各規程の詳細については，総務課総務係（5207）までお問い合わせ願います。

[1. 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程](#)

[2. 小樽商科大学附属図書館利用規程](#)

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 役員 (第2条―第5条)
- 第3章 副学長 (第6条)
- 第4章 学長特別補佐 (第7条)
- 第5章 商学部長, 学科長及び学科主任 (第8条, 第9条)
- 第6章 大学院商学研究科長及び専攻長 (第10条, 第11条)
- 第7章 経営協議会 (第12条)
- 第8章 教育研究評議会 (第13条)
- 第9章 経営協議会・教育研究評議会合同会議 (第14条)
- 第10章 学部教授会 (第15条)
- 第11章 昇任教授会 (第16条)
- 第12章 学部・大学院合同教授会, 専攻会議 (第17条, 第18条)
- 第13章 経営監査室 (第19条)
- 第14章 事務 (第20条)
- 第15章 雑則 (第21条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の組織・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 役員

(役員)

第2条 本学に、役員としてその長である学長及び監事2名を置く。

2 本学に、役員として、次の各号に掲げる理事を置く。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長兼務） 1名
- (2) 理事（教育担当副学長兼務） 1名
- (3) 理事（非常勤） 1名

3 前項第1号に規定する理事は、附属図書館長を兼務する。

(役員職務及び権限)

第3条 学長は、学校教育法第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、前項に定めるもののほか、事務を分担して掌理する。

4 前項に規定する事務は、別に定める。

5 監事は、非常勤2名とし、業務監査及び会計監査を行う。

(学長選考会議)

第4条 法人法第12条第2項に定める学長選考会議の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第12条第2項第5号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者 3名

(2) 第13条第2項第5号から第15号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者 3名

(理事の任命・任期)

第5条 学長は、第2条第2項第1号及び第2号に定める理事を任命する場合、あらかじめその者を指名し、第17条に規定する学部・大学院合同教授会の意見を聴くものとする。

2 学長は、第2条第2項第3号に定める理事を任命する場合、あらかじめ候補者の内諾を得た後に第12条に規定する経営協議会及び第13条に規定する教育研究評議会の意見を聴くものとする。

3 学長は、第2条第2項第3号に定める理事を任命した場合には、第17条に規定する学部・大学院合同教授会に報告するものとする。

4 理事の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、学長の任期の末日以前でなければならない。

第3章 副学長

(副学長)

第6条 本学に、副学長3名を置く。

2 本学の常勤の理事2名は、副学長を兼務する。

3 副学長は、学長が任命する。

4 理事でない副学長は、学長が定める事項を処理する。

5 副学長の任期は、学長が定める。ただし、任命する学長の任期の終期を超えることはできない。

第4章 学長特別補佐

(学長特別補佐)

第7条 本学に、学長が必要と認める場合は、学長特別補佐を置く。

2 学長特別補佐は、学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐する。

3 学長特別補佐は、本学専任の教員のうちから学長が選任する。

4 学長特別補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、選任する学長の任期を超えることはできない。

5 学長は、学長特別補佐を選任したときは、速やかに教育研究評議会に報告する。

第5章 商学部長、学科長及び学科主任

(商学部長)

第8条 商学部に、商学部長を置く。

2 商学部長は、教育担当副学長をもって充てる。

(学科長及び学科主任)

第9条 商学部の経済学科、商学科、企業法学科及び社会情報学科に学科長を、一般教育系に学科主任を置く。

2 学科長及び学科主任は、当該学科等において、次に掲げる事項を掌理する。

(1) 会議を主宰すること

(2) 教育研究に関すること

(3) 運営に関すること

3 当該学科等は、教授のうちから学科長又は学科主任の候補者を推薦し、第15条に規定する学部教授会で選出する。

4 学科長及び学科主任の選任は、学部教授会で選出された者について、教育研究評議会の承認を経て学長が行う。

5 学科長及び学科主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

6 学科長及び学科主任に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 大学院商学研究科長及び専攻長

(大学院商学研究科長)

第10条 大学院商学研究科に、大学院商学研究科長を置く。

2 大学院商学研究科長は、総務・財務担当副学長をもって充てる。

(専攻長)

第11条 大学院学則第4条に規定する各専攻に、次の専攻長を置く。

現代商学専攻長

アントレプレナーシップ専攻長

2 各専攻長の選任は、第18条に定める各専攻会議で当該専攻の教授のうちから選出し、教育研究評議会の承認を経て学長が行う。

3 現代商学専攻長の任期は、2年とし、アントレプレナーシップ専攻長の任期は、3年とする。

4 各専攻長に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 各専攻長に事故あるときは、当該専攻長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。

第7章 経営協議会

(経営協議会)

第12条 本学に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）

(3) 理事（教育担当副学長兼務）

(4) 学長が指名する職員2名

(5) 学外有識者5名

3 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
 - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
 - (3) 学則（本学の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) その他本学の経営に関する重要事項
- 4 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 議長は、経営協議会を主宰する。
- 6 第2項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。
- 7 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 経営協議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 経営協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第8章 教育研究評議会

（教育研究評議会）

第13条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (3) 理事（教育担当副学長兼務）
- (4) 副学長
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 言語センター長
- (7) ビジネス創造センター長
- (8) 情報処理センター長
- (9) 国際交流センター長
- (10) 学科長及び学科主任
- (11) 現代商学専攻長
- (12) アントレプレナーシップ専攻長
- (13) アントレプレナーシップ専攻から選出された教員 1名
- (14) 学部教授会から選出された各学科系教員 6名

3 前項第13号及び第14号の評議員の任期は、2年とする。

4 前項の評議員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 将来構想に関する事項
- (2) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する部分を除く。）
- (3) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
- (4) 学則、組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
 - ア 教員人事の計画・方針
 - イ 採用人事の承認
 - ウ 休職、免職、懲戒、服務

エ 名誉教授の選考

オ 割愛

- (6) 教育課程の編成に関する方針に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助の方針に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

ア 外部評価

イ 自己点検評価

ウ 第三者評価

- (10) 大学間交流の方針，大学間交流協定の締結
- (11) 部局の長，専攻長，学科長，学科主任の承認
- (12) 各種委員会の設置，廃止
- (13) その他教育研究に関する重要事項

6 教育研究評議会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 教育研究評議会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

8 教育研究評議会が必要と認めるときは，構成員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

第9章 経営協議会・教育研究評議会合同会議

第14条 学長は，本学全体に係わる重要事項を審議するために，必要に応じ経営協議会，教育研究評議会の全構成員から成る合同会議を開催することができる。

第10章 学部教授会

(学部教授会)

第15条 本学の運営に当たり，商学部の重要な事項を審議するために，学部教授会を置く。

2 学部教授会は，副学長，言語センター，ビジネス創造センター，保健管理センター及び商学部専任の教授，准教授及び講師をもって構成する。

3 学部教授会は，次に掲げる事項を審議する。

(1) 学則，組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する原案作成

(2) 学科長及び学科主任の選任

(3) 教員人事（次条に規定する昇任教授会に係る人事並びにビジネス創造センター，保健管理センター及び教育開発センターの専任教員に係る人事をを除く。）の選考，休職及び服務に関する事項

(4) 教育課程，授業計画の作成及び短期留学プログラムの編成に関する事項

(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項

(6) 留学生の受け入れ

(7) 派遣留学規程に基づく学生の派遣

(8) 学生の懲戒，除籍及び表彰

(9) 卒業の認定

(10) 入試の実施及び合否の判定に関する事項

(11) その他商学部の教育研究に関する重要事項

4 学部教授会は，商学部長がこれを招集しその議長となる。ただし，構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。

5 前項の場合において，商学部長が召集できないときは，総務・財務担当副学長がその職務を代理する。

6 学部教授会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 学部教授会の議事は，出席者の過半数の可をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

8 教員の採用に関する議事は，前項の規定にかかわらず，出席者の3分の2以上の可をもって決する。

9 学部教授会が必要と認めるときは，構成員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

第11章 昇任教授会

(昇任教授会)

第16条 本学教員（大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻所属教員を除く。）の昇任人事について審議するために，昇任教授会を置く。

2 昇任教授会は，副学長，言語センター，ビジネス創造センター，保健管理センター及び商学部専任の教員のうち，教授昇任にあつては副学長，教授をもって，准教授昇任にあつては副学長，教授及び准教授をもって構成する。

3 昇任教授会は，商学部長がこれを招集しその議長となる。

4 昇任教授会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 昇任教授会の議事は，出席者の過半数の可をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

6 昇任教授会に関する必要な事項は，別に定める。

第12章 学部・大学院合同教授会，専攻会議

(学部・大学院合同教授会)

第17条 本学の運営に当たり，商学部，大学院，附属施設全体に係わる教育研究上の重要事項を審議するために，学部・大学院合同教授会（以下「合同教授会」という。）を置く。

2 合同教授会は，副学長，本学の教授，准教授，講師をもって構成する。

3 合同教授会は，次に掲げる事項を審議する。

(1) 言語センター長，ビジネス創造センター長，保健管理センター所長，国際交流センター長及び情報処理センター長の選出

(2) 本学の学部，大学院，附属施設全体に係わる規則の制定，改廃の原案作成

(3) ビジネス創造センター，保健管理センター及び教育開発センターの専任教員人事（前条に規定する昇任教授会に係る人事を除く。）の選考

(4) 教員の免職，懲戒に関する事項

(5) 中期目標についての意見に関する（経営協議会に係る事項を除く。）原案作成

(6) 中期計画及び年度計画に関する（経営協議会に係る事項を除く。）原案作成

(7) 教員の休職及び服務に関する事項

(8) その他商学部，大学院，附属施設の全体に係わる教育研究上に関する重要事項

4 合同教授会は，総務・財務担当副学長がこれを招集し，その議長となる。

5 合同教授会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 合同教授会は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

7 合同教授会が必要と認めるときは，構成員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

(専攻会議)

第18条 現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻に，それぞれ専攻会議を置く。

2 専攻会議は，当該専攻を担当する専任の教員（当該教員から引き続き本学の理事になった者を含む。）で構成する。

3 専攻会議は，次に掲げる事項を審議する。

(1) 専攻長の選出

(2) 専攻担当教員の人事に関する事項

(3) 専攻に係わる学則，規則の制定，改廃の原案作成

(4) 教育課程，授業計画の作成

(5) 教員の教授能力向上のための組織的な取り組みに関すること

(6) 現代商学専攻修士課程修了の認定，アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程修了の認定

(7) 入試の実施及び合否の判定に関する事項

(8) 学生の懲戒，除籍及び表彰に関すること

(9) 留学生の受け入れ，派遣

(10) その他専攻の教育研究に関する重要事項

4 専攻長は，専攻会議を招集しその議長となる。

5 専攻会議は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。ただし，第3項第2号に掲げる事項については，出席者の3分の2以上をもって決するものとする。

7 専攻長が必要と認めるときは，構成員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

第13章 経営監査室

第19条 本学に経営監査室を置く。

2 経営監査室に経営監査室長を置く。

3 経営監査室長は，学長が指名する教員をもって充てる。

4 経営監査室長の任期は，2年とし，再任を妨げない。

5 経営監査室に関する必要な事項は，別に定める。

第14章 事務

(事務)

第20条 この規程に係わる事務は，企画・評価室が行う。

第15章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか，本学の運営等に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附則

1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

- (1) 小樽商科大学学長選考規程（昭和48年11月28日制定）
- (2) 小樽商科大学学科長規程（平成5年10月27日制定）
- (3) 小樽商科大学教授会規則（昭和24年6月1日制定）及び小樽商科大学教授会規則に関する申合せ（平成11年11月1日制定）
- (4) 小樽商科大学大学院研究科委員会規程（昭和46年4月1日制定）
- (5) 小樽商科大学将来構想委員会規程（平成5年4月1日制定）
- (6) 小樽商科大学人事関係委員会規程（昭和54年4月1日制定）及び小樽商科大学人事関係委員会細則（昭和54年4月1日制定）
- (7) 小樽商科大学学科長会議規程（平成5年11月24日制定）
- (8) 小樽商科大学大学院コース委員会議規程（平成5年4月1日制定）
- (9) 小樽商科大学副学長に関する規程（平成13年4月1日制定）及び小樽商科大学副学長に関する規程の申合せ（平成13年4月1日制定）
- (10) 小樽商科大学学長補佐室規程（平成10年5月27日制定）

3 削除

附則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月19日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年9月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の第11条第2項に基づき選任されたアントレプレナーシップ専攻長の任期は、この規程改正後の第11条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

小樽商科大学附属図書館利用規程

(昭和48年12月5日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学附属図書館規程第6条の規定に基づき、小樽商科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(休館日)

第2条 休館日は、年末年始の休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。

平日 午前8時45分から午後10時まで

土曜日 午前10時から午後7時30分まで

日曜日 午前10時から午後5時まで

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。） 午前10時から午後5時まで

本学創立記念日（7月7日） 午前10時から午後7時30分まで（ただし、日曜日の場合は午後5時まで）

2 前項の規定にかかわらず、春季・夏季・冬季休業期間(夜間主コースの夏学期を除く。)においては、午後5時で閉館するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(利用者)

第4条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本学の職員

(2) 本学の学生（研究生，科目等履修生及び特別聴講学生を含む。）

(3) 本学の名誉教授

(4) 図書館の利用を申し出た学外者

(利用者IDカード等の交付)

第5条 利用者に対し、必要に応じて利用者IDカード（以下「IDカード」という。）を交付するものとする。

2 前条第4号の者に対し、本学職員の保証があれば、館長は、図書特別閲覧票を交付することができる。

（入庫及び検索）

第6条 次に掲げる者は、書庫に入り図書を検索することができる。

(1) 本学の職員

(2) 本学の大学院生

(3) 本学の学部学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生で指導教員が保証するとき、又はともに入庫するとき。

(4) 本学の名誉教授

(5) 図書特別閲覧票の交付を受けた者

(6) その他館長が認めた者

2 特殊資料室、貴重図書展示室に入室するときは、職員の立ち合いを得なければならない。

（図書館資料）

第7条 この規程において、図書館資料とは、次のものをいう。

(1) 図書

(2) 逐次刊行物

(3) 視聴覚資料

(4) 電子情報資料

(5) その他の資料

（館内閲覧）

第8条 図書館資料は、所定の閲覧場所で閲覧し、閉館時間までに所定の場所に返却しなければならない。

2 開架図書は、直接閲覧することができる。

3 閉架図書を開覧しようとするときは、所定の館内閲覧・図書請求票に必要事項を記入して、身分証明書又はIDカードを添えて係員に提出しなければならない。

（館外貸出）

第9条 利用者が図書館資料の館外貸出しを受けようとする場合は、所定の手続きを経なければならない。

ただし、特に館長の許可を得た場合を除き、次の各号に掲げる資料の館外貸出しは行わない。

- (1) 参考図書
- (2) 統計表類
- (3) 新着図書
- (4) 貴重図書
- (5) 特殊資料（特殊文庫、本学の沿革資料、卒業論文、学位論文等）
- (6) 逐次刊行物
- (7) 視聴覚資料
- (8) 電子情報資料
- (9) その他館長が指定したもの

2 図書の館外貸出しの冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 本学の専任教員 50冊まで 1か年以内
- (2) 第1号以外の本学の職員 5冊まで 1か月以内
- (3) 本学の大学院生 30冊まで 2か月以内
- (4) 第3号以外の本学の学生 10冊まで 1か月以内
- (5) 本学の名誉教授及び図書特別閲覧票の交付を受けた者

20冊まで 6か月以内

- (6) その他図書館の利用を申し出た学外者 3冊まで 16日以内

3 前項の規定にかかわらず、開架閲覧室図書の貸出期間は1か月以内とする。ただし、前項各号に1か月未満の定めのあるものについては、その期間とする。

4 逐次刊行物（最新号を除く）は、本学の専任教員に限り1週間を限度として貸し出すことができる。

5 同一図書の貸出しの継続を希望する者は、他にその図書の貸出しを希望する者がいない場合に限り、再び貸出しを受けることができる。

6 貸出しを受けた図書は、転貸をしてはならない。

7 第2項の規定にかかわらず、館長は、本学の専任教員が研究のため特に常時必要とする図書館資料を1年以上研究室に貸し出すことができる。

8 前項による貸出し中の図書館資料は、貸出しを受けた専任教員が保管の責任を負い、次の各号に該当するときは、直ちに返納しなければならない。

- (1) 貸出しの必要がなくなったとき

(2) 本学の身分を失ったとき

9 専任教員は、貸出し中の図書館資料について利用者から利用の申し出があった場合は、教育研究に支障がない限りこれに応じるものとする。

10 専任教員は、貸出し中の図書館資料について図書館の協力を得て定期的に点検するものとする。

(返却)

第10条 利用者は、貸出しを受けた図書を指定の期日までに返却しなければならない。

2 次の各号に該当するときは、貸出図書を直ちに返却しなければならない。

(1) 本学の職員及び学生がその身分を失ったとき

(2) 本学の職員が休職又は停職を命じられたとき

(3) 本学の学生が休学し、又は停学を命じられたとき

(4) 館長が返却を求めたとき

(施設備付資料)

第11条 館長は、必要と認めるときは、他の施設に図書館資料の備付けを認めることができる。

2 前項による備付け中の図書館資料は、施設責任者が保管の責任を負うものとする。

3 施設責任者は、備付け中の図書館資料について利用者から利用の申し出があった場合は、教育研究に支障がない限りこれに応じるものとする。

4 施設責任者は、備付け中の図書館資料について図書館の協力を得て年1回点検するものとする。

(図書館資料の複写)

第12条 利用者は、教育研究又は学習（以下「教育研究等」という。）のため複写を希望する場合は、所定の手続きを経て図書館資料の複写を依頼することができる。

2 利用者は、図書館内に設置されたセルフ式コピー機を使用して自ら図書館資料を複写することができる。

3 前項の規定により利用者が自ら複写を行う場合には、事前に所定の複写申込用紙を館長に提出しなければならない。

4 第1項の複写に関し必要な事項は、国立大学法人小樽商科大学附属図書館文献複写規程の定めるところによる。

(参考調査)

第13条 利用者は、教育研究等のための文献調査及び情報の提供を依頼することができる。

(相互協力)

第14条 利用者は、教育研究等のために必要なときは、所定の手続きを経て他の大学図書館等及び資料の利用について斡旋を依頼することができる。

2 他の大学図書館等から図書館及び資料の利用について申し込みがあったときは、館長が学内の利用に支障がないと認める範囲でこれに応じるものとする。

(利用の制限)

第15条 次に掲げる場合においては利用を制限することができる。

- (1) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

(規律の維持)

第16条 利用者は、この規程及び係員の指示する事項を守らなければならない。

2 館長は、前項の規定に違反した者に対して、一定期間図書館の利用を停止させることができる。

(賠償責任)

第17条 利用者は、図書館資料及び施設・設備を紛失、汚損又は破損した場合は、直ちに館長に申出るとともに賠償しなければならない。

(雑則)

第18条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館運営委員会の議を経て館長が別に定める。

附則

1 この規程は、昭和48年12月5日から施行する。

2 附属図書館借覧細則（昭和24年6月1日制定）は、廃止する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年2月9日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成15年2月3日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

主要日誌

平成22年2月

1	月	13:30～課長・室長会（局長室）
2	火	10:30～渡辺教授退職記念最終講義（160講義室）
3	水	14:30～緑丘企業等セミナー（211講義室ほか） 17:45～田野教授退職記念最終講義（104講義室）
8	月	13:00～課長・室長会（局長室） 14:35～学部・大学院合同教授会（第1） 15:52～学部教授会（第1） 16:31～現代商学専攻会議（第1） 17:05～教育研究評議会（第1） 17:00 昼間コース（推薦入学）合格発表
9	火	10:30～キャリア教育開発部門会議（第2）
10	水	10:00～アントレプレナーシップ専攻入学試験委員会（第2） 10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 16:00～知的財産審査委員会（総務・財務担当副学長室）
11	木	昼間コース特別選抜（帰国子女，中国引揚者等，私費外国人留学生）入学試験
12	金	10:00大学院商学研究科合格発表
15	月	13:30～課長・室長会（局長室） 16:00～図書館会議（図書館会議室）
16	火	11:00～後援会助成金計画委員会（第2） 13:30～百周年編纂室会議（図書館会議室）

		16:00～大学評価委員会（研究棟B）
17	水	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 11:30～入学試験委員会（第2） 13:30～学長選考制度説明会（第1） 14:35～学部・大学院合同教授会（第1） 14:51～学部教授会（第1） 15:15～教育研究評議会（第1） 16:00～将来構想検討WG説明会（第1）
18	木	10:00昼間コース特別選抜（帰国子女，中国引揚者等，私費外国人留学生）合格発表 10:30～図書館運営委員会(図書館会議室) 15:00～インターンシップ専門部会（教育担当副学長室）
19	金	13:30～入学試験業務要領説明会（第1） 15:00～入試試験監督要領説明会（第1）
22	月	13:00～役員会（学長室） 13:30～課長・室長会（局長室）
24	水	10:30～危機管理委員会（第2）
25	木	前期日程入学試験
26	金	編入・再入学（昼間・夜間主コース）・昼間コース特別選抜入学手続期間（～3月4日） 10:00～広報委員会（教育担当副学長室） 13:30～CBC産学連携研究成果報告会（札幌サテライト）

行事予定表（3月）

1	月	編入・再入学（昼間・夜間主コース）・昼間コース特別選 抜入学手続期間（～4日）
2	火	臨時就職支援室開設（札幌サテライト、～30日） 10:30～衛生委員会（総務・財務担当副学長室）
3	水	
4	木	10:30～専門職大学院教育開発部門会議（研究棟B） 13:00～教務委員会（教育担当副学長室）
5	金	11:00～入学試験委員会（第2） 14:30～教授会等（第1）
6	土	
7	日	
8	月	10:00 入学試験（前期日程）合格者発表 13:00～役員会（学長室）
9	火	前期日程入学手続期間（～15日）
10	水	
11	木	11:00～財務委員会（第2）
12	金	10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 14:30～教授会等（第1）
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	会計検査院実地検査（～17日）
17	水	

18	木	10:00～学生論文賞表彰式（学長室） 13:00～学長選考会議（第2） 14:00～経営協議会（第2） 15:00～役員会（学長室）
19	金	10:30～大学助成金審査委員会（学長室） 12:30～学位記授与式（体育館） 15:00～卒業祝賀会（大学会館）
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	入学試験委員会（時間未定、第2） 10:30～アントレプレナーシップ専攻会議（第1） 14:30～教授会等（第1） 17:00 入学試験（後期日程）合格者発表
24	水	文部科学省実地調査（～25日） 後期日程入学手続期間（～27日）
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	